

平成 2 4 年 8 月 9 日
消 費 者 庁

特定商取引法に基づく行政処分について

本日、中国経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第 6 9 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中国経済産業局長が実施したものです。

NEWS RELEASE

Chugoku Bureau of Economy, Trade and Industry
<http://www.chugoku.meti.go.jp>



皆さんの「チャレンジ」を応援します！
経済産業省
中国経済産業局

平成24年8月9日
消費経済課長 井上 正人
TEL (082) 224-5671

特定商取引法違反の訪問販売事業者に対する 業務停止命令（12か月）について

中国経済産業局は、布団、除湿マット、家庭用温熱電位治療器等の寝具類の訪問販売を行っている株式会社ビリーフコーポレーション（広島市中区）に対し、本日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、平成24年8月10日から平成25年8月9日までの12か月間、訪問販売に関する業務の一部（新規の勧誘、申込の受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

認定した違反行為は、勧誘目的不明示、再勧誘、書面不交付、迷惑勧誘、判断力不足便乗です。

なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中国経済産業局長が実施したものです。

1. 株式会社ビリーフコーポレーション（以下「同社」という。）は、消費者の住居を訪問し、布団、除湿マット、家庭用温熱電位治療器等の寝具類（以下「本件商品」という。）の訪問販売を行っていました。
2. 認定した違反行為は以下のとおりです。
 - (1) 同社は、本件商品の売買契約の締結について、消費者の住居を訪問した際に、消費者に対し、「不要になった布団や綿はありませんか。無料で引き取りますが。」、「湿気取りを持ってきました。無料であげます。」、「布団屋です。これを渡すだけだから。ちょっとだけ開けて。」などと告げ、本件商品の勧誘を開始しており、その勧誘に先立って、本件商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を明らかにしていませんでした。
(勧誘目的不明示)
 - (2) 同社は、本件商品の売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が、「私は要りません。少ない年金しかないので払えません。」、「うちはあるから要らんよ。」などと本件商品の売買契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、継続して勧誘を行っていました。
(再勧誘)
 - (3) 同社は、本件商品の売買契約の締結に際し、当該売買契約の内容を明らかにする書面を消費者に交付していませんでした。
(書面不交付)
 - (4) 同社は、本件商品の売買契約の締結について勧誘をするに際し、了解を得ることなく消費

者の住居に上がり込み、消費者が本件商品の売買契約を締結しないと帰ってくれないと思うぐらいに執拗に勧誘を続けたり、消費者の同意を十分確認することなく本件商品を設置し、断りづらい状況にして勧誘したりするなど、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていました。

(迷惑勧誘)

(5) 同社は、統合失調症を患っている消費者など、契約締結について判断力の不足する者に対し、これらの者の判断力の不足に乗じて、本件商品の売買契約を締結していました。

(判断力不足便乗)

【本件に関するご相談窓口】

本件に関するご相談につきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局までご相談ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話 0 1 1 - 7 0 9 - 1 7 8 5
東北経済産業局消費者相談室	0 2 2 - 2 6 1 - 3 0 1 1
関東経済産業局消費者相談室	0 4 8 - 6 0 1 - 1 2 3 9
中部経済産業局消費者相談室	0 5 2 - 9 5 1 - 2 8 3 6
近畿経済産業局消費者相談室	0 6 - 6 9 6 6 - 6 0 2 8
中国経済産業局消費者相談室	0 8 2 - 2 2 4 - 5 6 7 3
四国経済産業局消費者相談室	0 8 7 - 8 1 1 - 8 5 2 7
九州経済産業局消費者相談室	0 9 2 - 4 8 2 - 5 4 5 8
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	0 9 8 - 8 6 2 - 4 3 7 3

株式会社ビリーフコーポレーションに対する行政処分の概要

1 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社ビリーフコーポレーション
- (2) 代表者：代表取締役 引宇根 雅隆（ひきうね まさたか）
- (3) 所在地：広島市中区白島北町16番29—202号
- (4) 資本金：100万円
- (5) 設立：平成21年1月9日
- (6) 取引形態：訪問販売
- (7) 取扱商品：布団、除湿マット、家庭用温熱電位治療器等
- (8) 従業員：7名（平成24年5月現在）

2 取引の概要

株式会社ビリーフコーポレーション（以下「同社」という。）は、消費者の住居を訪問し、布団、除湿マット、家庭用温熱電位治療器等の寝具類（以下「本件商品」という。）の売買契約の締結について勧誘し、当該消費者の住居において当該契約を締結していたものである。

3 行政処分の内容

業務停止命令

①内容

特定商取引法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア. 同社の行う訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。

イ. 同社の行う訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。

ウ. 同社の行う訪問販売に係る売買契約を締結すること。

②停止命令の期間

平成24年8月10日から平成25年8月9日（12か月間）

4 命令の原因となる事実

同社は、以下のとおり法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 勧誘目的の不明示（法第3条）

同社は、本件商品に係る売買契約の締結について、消費者の住居を訪問した際に、消費者に対し、「不要になった布団や綿はありませんか。無料で引き取りますが。」、「湿気取りを持ってきました。無料であげます。」、「布団屋です。これを渡すだけだから。ちょっとだけ開けて。」などと告げ、本件商品の勧誘を開始しており、その勧誘に先立って、本件商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を明らかにしていなかった。

(2) 再勧誘（法第3条の2第2項）

同社は、本件商品に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が、「私は要りません。少ない年金しかないので払えません。」、「うちはあるから要らんよ。」などと本件商品の売買契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、継続して勧誘を行っていた。

(3) 書面不交付（法第5条第1項及び第2項）

同社は、本件商品に係る売買契約の締結に際し、当該売買契約の内容を明らかにする書面を消費者に交付していなかった。

(4) 迷惑勧誘（法第7条第4号、法施行規則第7条第1号）

同社は、本件商品に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、了解を得ることなく消費者の住居に上がり込み、消費者が本件商品の売買契約を締結しないと帰ってくれないと思うぐらいに執拗に勧誘を続けたり、消費者の同意を十分確認することなく本件商品を設置し、断りづらい状況にして勧誘したりするなど、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方勧誘を行っていた。

(5) 判断力不足便乗（法第7条第4号、法施行規則第7条第2号）

同社は、統合失調症を患っている消費者など、契約締結に係る判断力の不足する者に対し、これらの者の判断力の不足に乗じ、本件商品の売買契約を締結していた。

5 勧誘事例

【事例1】

平成22年12月、同社の従業員Zは、消費者Aの自宅を訪問し、「ごめんください。」「不要になった布団や綿はありませんか。無料で引き取りますが。」と声をかけた。Aが、「要らない布団はありません。うちは結構ですから。」と言うと、Zは、「7年前に、布団を買っていただきましたが、その布団の点検に来ました。その布団がどうなったか見せてください。」と言った。Zは、勝手に玄関からAのいる部屋に上がり込み、ベッドに敷かれた布団やマット等を手にして「このシーツは替えた方がいい。」と言って、敷き布団のシーツを勝手に外して、新しいシーツに取り替えた。Aは、Zに「そんな物は要りません。のけてください。いらんことをせんでください。」と言った。Zは、Aの言うことを無視し、「今日は、良い物を持って来ました。」「暖かくて、日に干す必要はありません。」「可愛い絵柄が付いてますよ。」と言って、敷パットをベッドに敷いた。Aは「私は要りません。少ない年金しかないので払えません。」と言って、買う意思がないことをはっきり言った。しかし、ZはAが言うことを無視し、「もう布団にシーツをかけましたから、月賦で払って貰えばいいです。」と言って、強引にAに売り付けようとした。

その後、Zが、従業員Yを連れて勝手にAの部屋に上がり込んで来た。Aが、敷パットについて、「いくらするのか。」と値段を聞くと、Yは、「2枚で20万円くらいになる。」と言った。Aは、Yに「年金で生活している。月に7万円しか年金がない。そんな少ない年金で、敷物なんか買えない。買う気もないので、持って帰ってください。」と言ったが、Y達は、座り込んで、帰るような素振りは全くなかった。Yは、「もうシーツも替えたし、パットも敷いている。買ってもらわないと困る。」と言って、敷パットを買うように勧めた。

Y達は、Aが何回も要らないと断ったが、全く諦めず、同じことを何回も言って買うように勧めた。Aは、Y達は買わないと帰ってくれないと感じ、仕方なく買うことにした。Aは、Y達がいる間、いつもの昼寝も出来ず、足腰の痛みも増し、心身ともに迷惑を受けたと感じた。

【事例2】

平成23年2月、同社の従業員Xは、消費者Bの自宅を訪問し、「ごめんください。」「湿気取りを持ってきました。無料であげます。」と言った。Xは、Bが何も言わないうちに、Bの自宅に上がり、布団がある押し入れを勝手に開けて、手に持っていた除湿シートを、畳んだ布団の上か間に入れた。いつの間にか、従業員WとVも加わり、X達は、Bの寝室に勝手に入り、Bに断りもなく、ベッドに敷いてある布団やマットを取り外し、持ってきた電気治療器や羽毛布団等を敷いた。Bは、そのとき使っていた布団をととても気に入っていたので、「何をやるんですか。それはまだ使えるんじゃないから。」と涙を流しながら、文句を言った。すると、X達は、鬼のような形相になり、無言で作業を続けた。Bは、X達がにらみをきかして無言であったことが気味が悪く、怖くて何も言えず、ただ悔しさで涙が出るばかりだった。X達は、Bの言うことは全く聞き入れず、作業を進め、Wが並行して書類を書き始めた。Bは、何の話もなく、無言でどんどん事が進んでいく様子を見て、これはただごとではないなと思い、怖くて震えあがった。

X達は、書類を書き終わると、Bの使っていた布団等を、ベッドから取り外したままにして、さっと引きあげていった。Bは、X達の態度を、一方的で、あまりにも人を馬鹿にしていると感じ、怖くて何も言えず、要らない物を強引に買わされ、大変迷惑に感じた。

【事例3】

平成23年8月、同社の従業員Uは、消費者Cの自宅を訪問し、「お母さん、僕のことを覚えてるかね。」「3年前に来たでしょう。」等と、話しかけた。Cは、「分かん。覚えていない。」と答えた。UとCが、玄関土間で覚えているかどうかのやりとりをしていたときに、Uは、「その畳よ。シート敷いたのは。」「見せてもらっていいかね。」と言い、Cが許可していないのに、勝手に家の中に入った。Uが、押し入れの中の衣装ケースを開けて中を見て、「これじゃ、湿気でダニが発生しますよ。」と言うので、Cは、「ケースの下に敷く良い物があつたらいいのに。」と言った。

Uは、「良い物があるんですよ。」と言って、別の従業員Tを連れて部屋に入り、Cが買うとはつきり言っていないのに、「これを敷いたら、カビやダニは発生しません。」と言いながら、勝手に押し入れの上と下に、1枚ずつ合計2枚のマットを敷き、続けて、3段に積んだ衣装ケースの中に1枚ずつ合計3枚のシートを敷いた。

U達は勝手に作業を続け、Uは、商品の値段などを書いた簡単なメモ書き1枚を見せながら話をした。Cが、その説明に対して、買うとも何とも返事をしていないのに、Uは、「手付けとして、今日は5,000円でも入れてください。」と言い、書類を出して何か書き始めた。

Cは、Uに、押し入れの中を掃除され、新しい商品を押し入れや衣装ケースに敷かれ、綺麗に整理してもらったため、買わないとは言えなくなった。Cは、Uの言うとおりに、現金5,000円を渡し、書類に署名、押印をした。

Cは、U達の行動は、Cの許可を得ずに全て勝手にやったことであり、年寄りを馬鹿にした強引なやり方で、とても不愉快で大変迷惑に感じた。また、Cは、年老いた女一人が住む家の中に、見知らぬ男2人に入られると、それだけで圧倒され、相手のペースで物事が進み、言いたいことも言えず、U達が帰るまで不安であった。

Cは、このとき書いた書類の控えや領収証はもらっておらず、簡単なメモ書きのみをもらって貴社の連絡先が分からなかったため、誰にも話さず日々悩んでいた。

【事例4】

平成23年10月、同社の従業員Sは、消費者Dの自宅を訪問し、「布団を見せてもらえませんか。」と話しかけ、Dが、「どうしたの。」と尋ねると、Sは、「前入れた湿気取りの交換に来ました。」と答えた。Dは、「要りません、何も要りません。」と何度も断ったが、Sは、無理矢理家の中に入り、勝手に押し入れのふすまを開けて、中に入っていた布団を運び出し、また、Dが以前購入したシリカゲル除湿シートを取り出して、除湿マットを敷き始めた。Dは、「シリカゲル除湿シートはまだ使えるし、布団は要らない。何も要りません。」と言ったが、Sは、「今回の商品はものがあるので使ってください。」「使っていたシリカゲル除湿シートは処分します。」と言い、新しい商品を入れて、押し入れの中を元通りの状態にきれいにセットした。

その後、同社の従業員Rが、Dの自宅に入り、書類を書き始め、Dに対し、「全部で19万6千円の物ですが、13万円にサービスしてあげます。」「ここに、住所と名前、電話番号を書いてください。」と言った。Dは、「要らないから持って帰ってちょうだい。買うお金がない。」と何度も言ったが、R達は、無視して契約を進めた。Dは、買う意思や態度を全く示していないのに、R達に勝手に商品をセットされ、断りづらくなり、契約しないと帰ってもらえないと思い、言われるまま、契約書に名前等を書き、押印した。

【事例5】

消費者Eは、若い頃より精神障害があり、統合失調症を患っている。契約当時、市より精神障害者保健福祉手帳の発行を受け、社会福祉法人から月1、2回の訪問を受けている。

精神保健福祉士Fは、所属する社会福祉法人の相談支援専門員として、Eを担当して7年になる。Fが、Eの担当をして以降、Eの症状は全く同じ状態が続いており、話が急に他の話題に飛んだり、話がまとまらないなど、他人がEと会って話をした場合、たちまち意思疎通が困難な人だと気付くような状況である。

Fは、平成24年3月にEの自宅を訪問し、「変わったことはないですか。」と尋ねると、Eは、「ネットのような物を買わされた。」と言った。Fが、「何か買ったの。」と聞くと、Eは、「布団の乾燥剤を買った。」と言った。Fは、「買ったときの書類か何か、もらってないの。」と聞くと、Eは、同社の名称や電話番号などが印字された封筒を持ってきた。この封筒には、FがEの自宅を訪問した前日の日付が記載された契約書類が入っていた。

Fが、どうして買うことになったか聞くと、Eは、話が時々飛びながら、「昨日男二人が来た、以前買った布団に乾燥剤を入れないといけんと言った、お金がかかる話なら要らないと言った、部屋に上がって来たので怖かった、お金がない。」などと断片的に話した。

【事例6】

平成24年3月、消費者Gは、玄関の戸をたたく音がしたので、玄関を開けると、今までも何度か来たことがある同社の従業員Qが立っていた。Qは、「2階を見せてください。」と言ったが、Gは、いつも高額な買い物をさせられて嫌だったので、「やらんですから。食べて行けんですから。」と言って断った。しかし、Qは、「まだ、残ってるからやらせてくれ。」と言って、勝手に2階に上がって行った。Qは、2階の押し入れを見て、「このままだったら家がだめになる。家を直すことになったら大金がかかるから、やっといた方がいい。」と言った。Gは、「ええです。直さなくてもええから。」と言ったが、Qは、聞き入れなかった。

Qは、一旦外に出た後、荷物を抱えて従業員Pと一緒に戻ってきた。Gは、Pに、「この前の契約書を見せて。」と言われたので、Pに前回の契約書を渡した。Gは、契約したくなかったが、契約しないとP達は帰らないと考え、仕方なく契約することにした。Gは、手が震えて字が書きづらいので、「代わりに書いて。」とPに頼み、Pは、いつものように、前回の契約書を見ながら、Gの名前や住所等を書いた。P達は、いつものように前回の契約書等を持って帰った。

Gは、この契約より以前に、P達から新しい羽毛布団を買った際に、領収証も何の書類ももらわなかったこともあった。

Gは、同社の従業員が来る度に、いつも「要らない。」「しなくてもいい。」と何度も断っているのに、結局高額な契約をさせられ、老後の蓄えもほとんど無くなって、困っていた。